

委員会規程

(総則)

第1条 この規程は組織運営規程第4章第7条3の規程に基づいている。

(目的)

第2条 この委員会はこの会の運営を円滑にするために設置する。

第3条 委員会はこの会の会長（以下「会長」という）の諮問事項を審議または調査し、答申する機関とする。

(委員会の種類)

第4条 委員会は常設及び諮問に区別する。

2 常設委員会は組織運営規程第8条1のすべてのものをいい、常時設置する。

3 諮問委員会は必要に応じて設置する。

(委員会の所管)

第5条 委員会は組織運営規程第7条2に基づきいずれかの部に所管を置く。

(委員会の設置及び変更)

第6条 新たな常設委員会を設置及び変更するときは、所管部が提案し理事会の承認を得なければならない。

2 諮問委員会の設置及び変更は理事会の承認を得なければならない。ただし、目的を達した諮問委員会は廃止する。

(委員の定数及び選任方法等)

第7条 常設委員会の委員定数及び選任方法は、組織運営規程第8条2、3に基づく。

2 諮問委員会の委員定数及び選任方法は、組織運営規程第9条2、3に基づく。

(委員会の基本構成、会議の招集及び議決)

第8条 委員会は委員長及び委員で構成する。

2 委員会に担当する理事を置くことができる。

3 前項の理事は当該委員会の構成員になることができる。

4 会員以外の者を委員会の構成員にすることができる。

5 会議は委員長が召集する。

6 常設委員会の委員は、代理出席を認めない。

7 議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の委嘱及び解任)

第9条 委員の委嘱及び解任通知は会長が行い、その手続きは所定の様式で行うものとする。

2 委嘱の任期が明示されたときは、解任の通知をしないことができる。

(任 期)

第 10 条 常設委員会委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再選を妨げないものとする。

2 委員の欠員が生じた場合は、新たに会長が委嘱する。

3 欠員のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第 11 条 委員長は委員会を統括する。

(付 則)

第 12 条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

第 13 条 この規程は平成 7 年 2 月 16 日から施行する。

2 この規定は平成 25 年 5 月 15 日に一部改定し同日施行する。

常設の各種委員会及び所管部

委員会名	所管部	委員会名	所管部
山形医学検査編集委員会	学術部	精度管理委員会	学術部
生涯教育研修委員会	庶務部	表彰審議委員会	庶務部